

高齢者虐待防止指針

社会福祉法人 神戸の風

1. 虐待防止の基本姿勢

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である《尊厳の保持》を遵守する。また、職員が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、事業者として適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての職員が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことを当施設の基本的な考え方として、この指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

「家庭における養護者」又は「施設等の職員」による次に掲げる種類の虐待

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること

(2) 介護の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止に向けた体制

(1) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、身体拘束適正化委員会内に虐待防止検討委員会を設置する

(2) 設置目的

- ・虐待の防止のための職員研修(最低年に2回以上)の内容に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討

(3) 虐待防止検討委員会の構成員

ア) 施設長

イ) 看護職員

ウ) 生活相談員

エ) 介護支援専門員

オ) 介護職員

カ) その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

※この委員会の責任者は施設長とし、開催が必要な都度責任者が招集し、参加可能な委員で構成する。

4. 虐待防止責任者と担当者の責務

(1) 虐待を防止責任者（施設長）の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者（生活相談員）の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と契約者の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の施設長への報告

5. 事業所としての取り組み

(1) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
- ③ 実施は、年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(2) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、苦情対応マニュアルに従い、寄せられた内容について苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。

- ① 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- ② 対応の流れは、「6. 虐待が疑われる事例が発生した場合の対応」に依るものとする。
- ③ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

6. 虐待が疑われる事例が発生した場合の対応

(1) 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

- ② また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(2) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ① 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合には、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③ 被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録(様式①)
- ・心身の状態の確認(介護記録、医療受診結果の記録、可能であれば本人に必要性を説明し同意を得た上で怪我等の状況写真を残す)
 - ・重度の認知症であっても、聴き取りを行い詳細を記録
 - ・適切な対応(医療受診、虐待者からの保護)
- ④ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合
- ・発生と同時に神戸市へ速やかに事故報告の様式(介護保険事業者 事故報告書・高齢者虐待(疑い)報告書)によって報告を行う。
 - ・本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ⑤ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- ⑥ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑦ 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- ⑧ 必要に応じ、関係機関や家族会等に対して説明し、報告を行う。

7. 成年後見制度の利用支援に関する対応

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会などの適切な窓口を案内する等の支援を行う

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本的方針について

この指針は公表し、入所者・ご家族・従事者等がいつでも自由に閲覧できるようにする。また、当法人 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

5.(1)に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待

防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

この指針は、令和4年4月1日より適用する。

この指針は、令和7年7月11日より適用する。